

## 1 調査の概要

### ( 1 ) 調査の目的

全国の商店（卸売・小売業）を漏れなく調査し、地域別分布状況や業種別、規模別等の販売活動など商業の実態を明らかにすることを目的としています。

### ( 2 ) 根拠法規

統計法及びこれに基づく商業統計調査規則に基づいています。

### ( 3 ) 調査の期日

平成9年6月1日現在で実施しました。

### ( 4 ) 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類 - 卸売・小売業、飲食店に属する事業所のうち飲食店を除く事業所（以下「商店」という。）。ただし、次に掲げるものは調査の対象から除外しています。

#### 国に属する事業所

営業の場所が一定しないもの、又は、固定設備がないもの（露店、屋台、行商など）ただし、これらの営業する場所とは別に拠点となる店舗あるいは商品販売活動を行うための事業所がある場合は、その店舗又は事業所に含める。

有料の施設内に設けられている商店（駅のホーム、劇場、映画館、遊園地、野球場等の売店など）

季節営業を除き、調査期日前、引続き3か月（平成9年3月～5月の間）以上休業しているもの

開店準備中、清算中で、調査日に従業者（個人事業主を含む。）がいない商店

### ( 5 ) 調査の方法

申告者（商店）が自ら記入する方法（自計方式）で調査しました。

### ( 6 ) 調査の単位

事業所単位の調査で、所在する場所ごとに個々の商店を調査対象としています。

同一構内でも経営主体が異なれば、別の事業所として取り扱っています。

### ( 7 ) 調査の種類

調査の種類	調査対象の範囲
甲 調査	法人組織の商店（飲食店を除く）
乙 調査	個人経営の商店（飲食店を除く）

## 2 用語の説明

### ( 1 ) 事業所

事業所とは、「一区画を占めて、単一の経営主体のもとにおいて経済活動を行っている場所」のことです。

## ( 2 ) 商店

商店とは、原則として次のものをいいます。

主として、商品を購入して販売する事業所（同一企業内の本支店間又は支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合も商品の購入又は販売となります。）

主として、他人又は他の事業所のために商品の売買の代理を行う事業所又は仲立人として、商品の売買のあっせんを行う事業所

## ( 3 ) 卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（工場、官公庁、学校、病院など）に業務用として商品を販売する事業所

製造業者が、別の場所に経営している事業所で、自社製品を卸売する事業所

商品を卸し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とします。）

他人又は他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんをする事業所・・・代理商、仲立業

## ( 4 ) 小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

主として、個人又は家庭用消費のために商品を購入し、販売する事業所

商品を小売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所で主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

## ( 5 ) 従業者

平成9年6月1日現在で、その商店の業務に従事している個人事業主及び無給家族従業者、常時雇用者（平成9年の4月、5月のそれぞれの月において18日以上雇用した臨時の者を含む。）、会社及び団体の有給役員をいいます。

## ( 6 ) 年間商品販売額

平成8年6月1日から平成9年5月31日までの1年間の商品販売額の実績です。

## ( 7 ) その他の収入額

平成8年6月1日から平成9年5月31日までの商店における商品販売額以外の事業による収入額をいいます。

## ( 8 ) 商品手持額

平成9年6月1日現在、商店が販売の目的で保有しているすべての手持商品の総額です。

## ( 9 ) 販売方法区分

販売方法区分は次のとおりです。

現金販売 小切手、商品券による販売も含めます。

割賦販売 購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領することを条件として商品を販売するものがここに含まれます。  
掛売・その他 割賦販売以外の信用販売をした場合をいいます。

(10) 小売販売額の商品販売形態

店頭販売	商品を店頭で販売するもの
訪問販売	セ・ルスマン等が消費者の家庭などを訪問して商品を販売するもの
通信・カタログ販売	カタログ、テレビ、ラジオ等を用いてPRを行い、消費者から、郵便、電話、ファクシミリなどの通信手段による購入の申込みを受けて販売するもの
自動販売機による販売	自動販売機によって商品を販売するもの
その他	上記以外の方法によって商品を販売するもので、生協の共同購入方式や新聞・牛乳などの月極販売はここに含めます。

(11) 売場面積(小売業のみ調査)

商品を販売するために使用している売場の延床面積(事務室、食堂、倉庫、階段などを除く)です。ただし、牛乳小売業、自動車小売業、畠(製造、非製造)小売業、建具(製造、非製造)小売業、新聞小売業及びガソリンスタンドは除きます。

(12) 開店時刻及び閉店時刻(小売業のみ調査)

開店時刻とは、商店の出入口が開いて来客が自由に入店できる時刻をいい、また、閉店時刻とは来客に退店してもらうべき時刻(24時間制)をいいます。ただし、牛乳小売業及び新聞小売業は除きます。

(13) セルフサ - ビス方式(小売業のみ調査)

セルフサ - ビス方式とは、次の3つの条件をかねている形式の販売方法をいいます。

商品が無包装のまま、あるいはあらかじめ包装され、値段がつけられていること  
店に備えつけられている買物カゴ、ショッピングカートなどにより、客が自分で取り集められるような形式をとっていること  
売場の出口などに設けた勘定場で一括して代金の支払を行う形式になっていること

(14) 来客用駐車場(小売業のみ調査)

来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。

専用駐車場	自己所有又は契約等により、その商店が単独で使用できる来客用の駐車場をいいます。
共用駐車場	他の商店等と共に使用しており、その商店が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいいます。

(15) 収容台数(小売業のみ調査)

その商店の来客用駐車場が、満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。

(16) 年間商品仕入額の仕入先別割合

この調査では、仕入額を調査していないので、仕入先別割合は、便宜、甲調査事項中の「6. 年間商品販売額等」を使い、算出しています。